平成 30 年（2018 年）６月 25 日
平成30年度第１回介護保険運営協議会
【 資 料 3 】

地域密着型サービス事業者指定に係る意見について

１．指定地域密着型通所介護事業所　３事業所

（１）サービスの概要

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう支援する。利用者定員は19名未満。

（２）指定申請案件

申　請　者	東京都大田区萩中２－２－６ 一般社団法人ＵＮＩＴＥ 代表理事　伊藤　裕子
事業所名称	デイサービスふくふく亭プラス
事業所の所在	横須賀市小矢部３－７－９　アビタビル３号館
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	平成30年５月１日
利用定員	16人
実施単位数	１単位
営業日	月曜日から土曜日（祝日も営業）
営業時間	８:00～18:00
サービス提供時間	９:00～17：00
通常の事業の実施地域	横須賀市（本庁管区内、衣笠行政センター管区内、大津行政センター管区内、浦賀行政センター管区内、久里浜行政センター管区内、粟田一丁目、粟田二丁目）
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	・昼食　１食　300円（うち、おやつ代100円） ・おむつ・リハビリパンツ　１枚　150円 ・パット　１枚　150円
加算等	・時間延長サービス体制 ・入浴介助体制 ・若年性認知症利用者受入加算 ・介護職員処遇改善加算Ⅰ

申　　請　　者	神奈川県横浜市港南区東芹が谷２－20 株式会社千寿 代表取締役　吉田　みやび
事　業　所　名　称	ぱわりはでい・久里浜
事 業 所 の 所 在	横須賀市久里浜４－11－15
サ ー ビ ス の 種 類	地域密着型通所介護
事　業　開　始　日	平成30年６月１日
利　用　定　員	18人
実　施　単　位　数	２単位
営　　業　　日	月曜日から金曜日（祝日も営業）
営　業　時　間	８:30～17:30
サービス提供時間	９:00～12:15　　13:30～16:45
通常の事業の実施地域	横須賀市
利　　用　　料	介護報酬告示上の額
そ の 他 の 利 用 料	教養娯楽費　実費
加　　算　　等	介護職員処遇改善加算Ⅱ

申　　請　　者	神奈川県鎌倉市関谷387－58 合同会社わかば 代表社員　鈴木　由美子
事　業　所　名　称	地域密着型デイサービス　わかば
事 業 所 の 所 在	横須賀市浦郷町２－69
サ ー ビ ス の 種 類	地域密着型通所介護
事　業　開　始　日	平成 30 年６月１日
利　用　定　員	９人
実　施　単　位　数	１単位
営　　業　　日	月曜日から日曜日（祝日も営業）
営　業　時　間	８:00～17:00
サービス提供時間	９:00～16:00
通常の事業の実施地域	横須賀市
利　　用　　料	介護報酬告示上の額
そ の 他 の 利 用 料	・昼食　１食　400円 ・レクリエーション費用　実費
加　　算　　等	入浴介助体制

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

			要　　件	指定案件（デイサービスふくふく亭プラス）
人員基準	管理者	勤務形態	常勤専従（管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ・当該事業所の生活相談員と兼務
		兼務の範囲	①事業所の他の職務 ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務	
	生活相談員	勤務形態	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１	提供日ごとにサービス提供時間を上回る配置（介護福祉士を配置）
		資格要件	次のいずれか ・社会福祉主事（社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で２年以上介護等の業務に従事した者	
	介護従業者	看護職員又は介護職員（利用定員10人以下）	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１ 単位ごとに常時１人以上	
		看護職員又は介護職員（利用定員11人以上）	単位ごとに次の①②を満たすように配置（利用者の処遇に支障がない場合は他の単位と兼務可能） ①看護職員（看護師又は准看護師）専従１以上 ②介護職員は、 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１ ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上 単位ごとに常時１人以上	①１以上の看護職員を配置 ②提供日ごとに、勤務時間の合計にサービス提供時間を除した数が、利用者の数が15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数を上回る介護職員を配置 ③常時１以上の介護職員を配置
		勤務形態	生活相談員又は介護職員のうち１以上は常勤	生活相談員常勤２人 介護職員常勤２人
	機能訓練指導員	必要数	１以上（事業所の他の職務と兼務可能）	看護師４人 准看護師１人
		資格要件	次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	

設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積≧３㎡×利用定員 ※同一の場所でも可	50.54㎡≧48㎡
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	自動火災報知設備、誘導灯、消火器
利用定員		利用定員18人以下 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員16人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

地域密着型通所介護　デイサービスふくふく亭プラス　　位置図

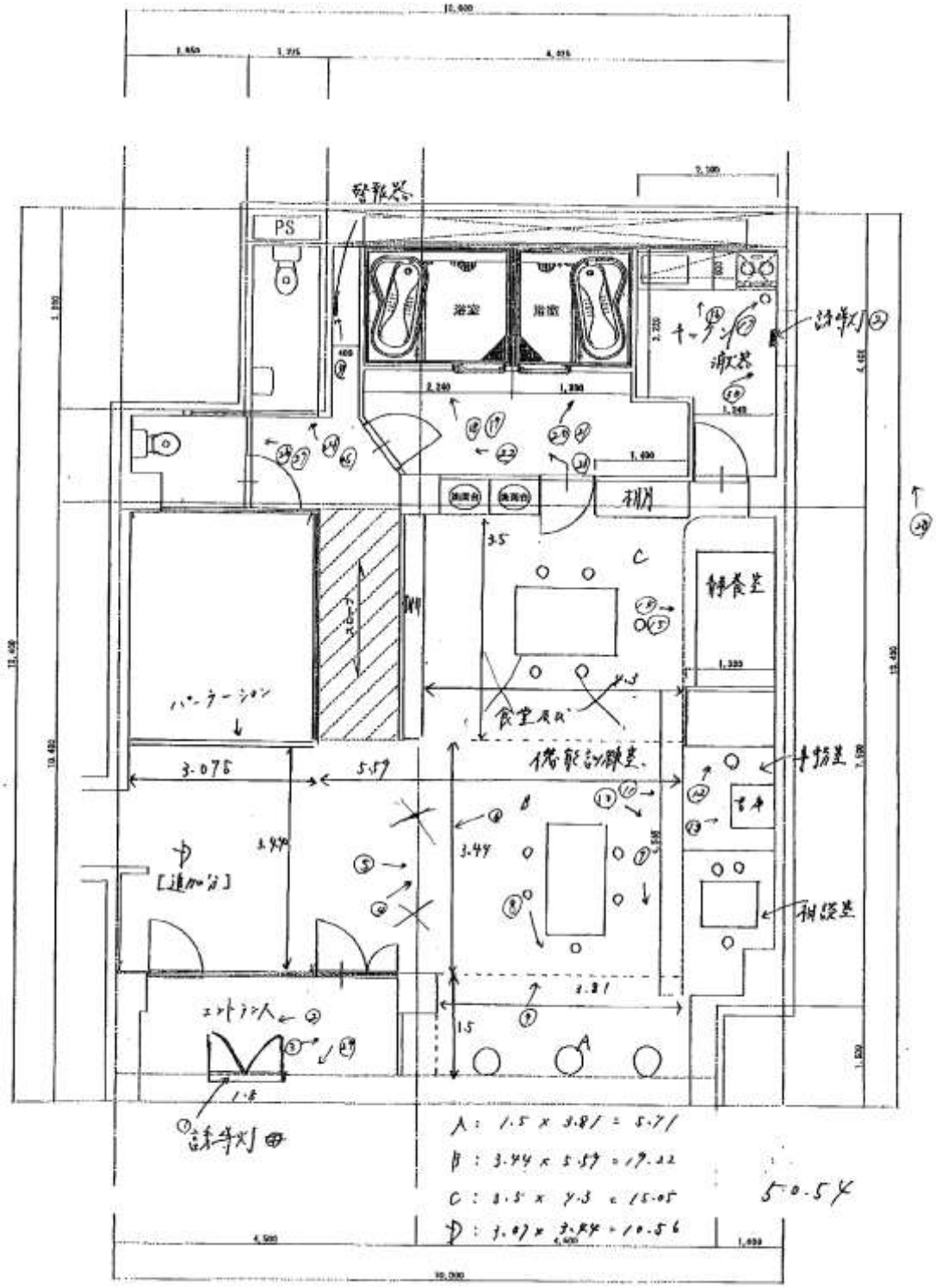
PS
浴室
浴室
誘導灯
誘導灯
A: 1.5 × 3.81 = 5.71
B: 3.44 × 5.57 = 19.22
C: 3.5 × 4.3 = 15.05
D: 3.07 × 3.44 = 10.56
50.54

【現地写真】デイサービス　ふくふく亭プラス
（平成 30 年 5 月 23 日撮影）

外観

トイレ①

トイレ②

食堂兼機能訓練室

洗面台

相談室

【現地写真】デイサービス　ふくふく亭プラス
（平成 30 年 5 月 23 日撮影）

相談室外観

静養室

火災報知器

浴室

台所

事務室

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th>要　　件</th><th>指定案件（ぱわりはでい・久里浜）</th></tr>
<tr><td rowspan="12">人員基準</td><td rowspan="2">管理者</td><td>勤務形態</td><td>常勤専従（管理上支障がない場合は兼務可能）</td><td rowspan="2">常勤兼務
・当該事業所の生活相談員と兼務</td></tr>
<tr><td>兼務の範囲</td><td>①事業所の他の職務

②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生活
相談員</td><td>勤務形態</td><td>提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１</td><td rowspan="2">提供日ごとにサービス提供時間を上回る配置（介護福祉士を配置）</td></tr>
<tr><td>資格要件</td><td>次のいずれか
・社会福祉主事（社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者）
・介護福祉士
・介護支援専門員
・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で２年以上介護等の業務に従事した者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">介護従業者</td><td colspan="2" rowspan="2">看護職員又は
介護職員
（利用定員10人以下）</td><td>提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>単位ごとに常時１人以上</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">看護職員又は
介護職員
（利用定員11人以上）</td><td>単位ごとに次の①②を満たすように配置（利用者の処遇に支障がない場合は他の単位と兼務可能）

①看護職員（看護師又は准看護師）専従１以上
②介護職員は、 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１
※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上</td><td rowspan="2">①１以上の看護職員を配置
②提供日ごとに、勤務時間の合計にサービス提供時間を除した数が、利用者の数が15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数を上回る介護職員を配置
③常時１以上の介護職員を配置</td></tr>
<tr><td>単位ごとに常時１人以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">勤務形態</td><td>生活相談員又は介護職員のうち１以上は常勤</td><td>生活相談員常勤２人
介護職員常勤２人</td></tr>
<tr><td rowspan="2" colspan="2">機能訓練
指導員</td><td>必要数</td><td>１以上（事業所の他の職務と兼務可能）</td><td rowspan="2">看護師２人</td></tr>
<tr><td>資格要件</td><td>次のいずれか
・理学療法士
・作業療法士
・言語聴覚士
・看護師／准看護師
・柔道整復師
・あん摩マッサージ指圧師
・はり師／きゅう師

※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。</td></tr>
</table>

設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積≧３㎡×利用定員 ※同一の場所でも可	81.43㎡≧54㎡
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	自動火災報知設備、誘導灯、消火器、スクリンプラー
利用定員		利用定員18人以下 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員18人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

地域密着型通所介護　ぱわりはでい・久里浜　　位置図

平成 30 年（2018 年）６月 25 日
平成 30 年度第１回介護保険運営協議会
【資 料 3 :差替え資料】

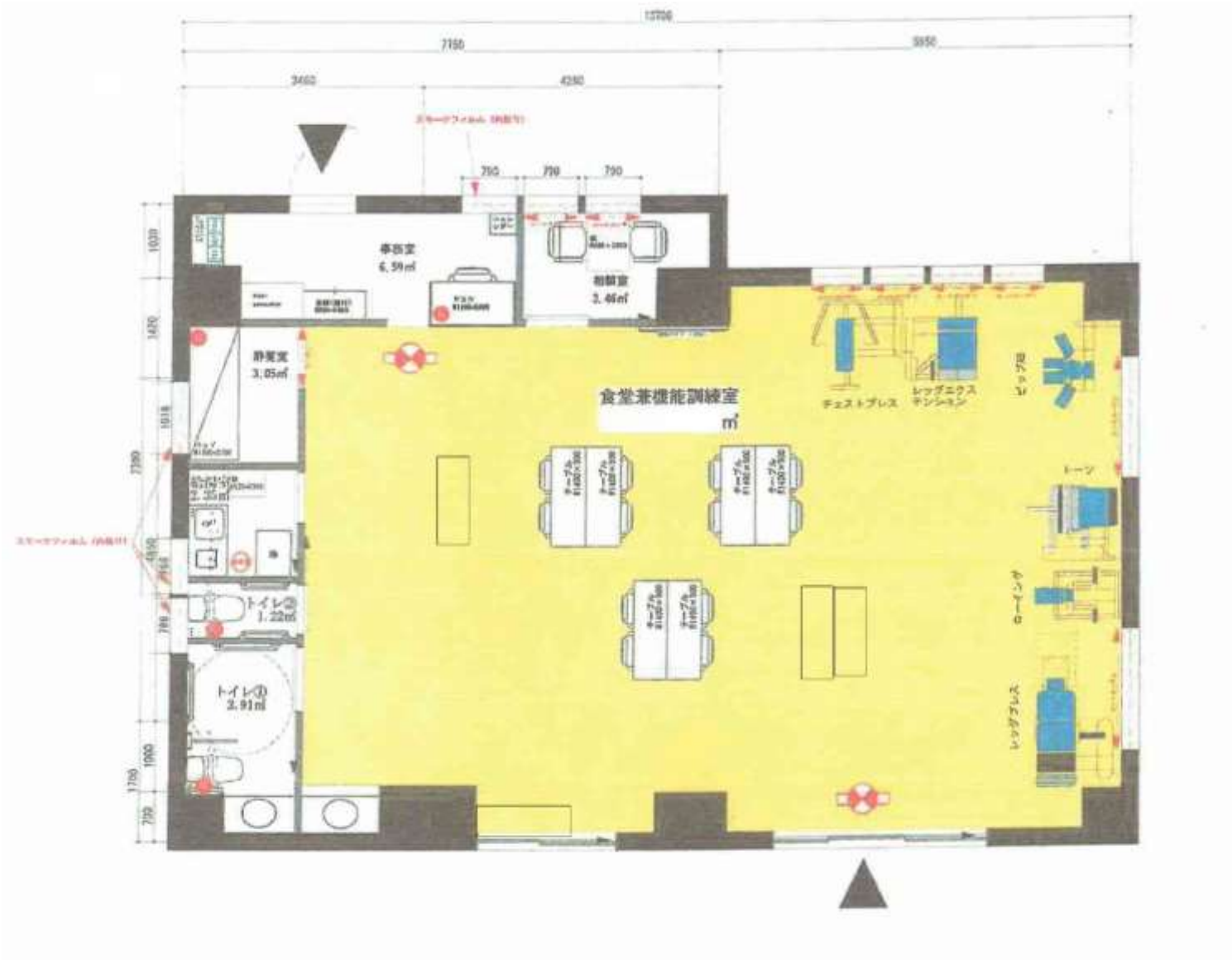

【現地写真】デイサービス　ぱわりはでい・久里浜
（平成 30 年 5 月 23 日撮影）

トイレ①

トイレ②

食堂兼機能訓練室①

食堂兼機能訓練室②

洗面台

相談室

【現地写真】デイサービス　ぱわりはでい・久里浜
（平成 30 年 5 月 23 日撮影）

相談室外観

静養室

火災報知器

消火器

非常口

事務室

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

<table>
<tr><th colspan="4"></th><th>要　　件</th><th>指定案件（地域密着型デイサービス　わかば）</th></tr>
<tr><td rowspan="12">人員基準</td><td rowspan="2" colspan="2">管理者</td><td>勤務形態</td><td>常勤専従（管理上支障がない場合は兼務可能）</td><td rowspan="2">常勤兼務
・当該事業所の生活相談員及び介護職員と兼務</td></tr>
<tr><td>兼務の範囲</td><td>①事業所の他の職務

②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務</td></tr>
<tr><td rowspan="2" colspan="2">生活
相談員</td><td>勤務形態</td><td>提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１</td><td rowspan="2">提供日ごとにサービス提供時間を上回る配置（介護福祉士または常勤で２年以上介護等の業務に従事した者を配置）</td></tr>
<tr><td>資格要件</td><td>次のいずれか
・社会福祉主事（社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者）
・介護福祉士
・介護支援専門員
・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で２年以上介護等の業務に従事した者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">介護従業者</td><td rowspan="2">看護職員又は
介護職員
（利用定員10人以下）</td><td colspan="2">提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１</td><td rowspan="2">提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置
常時１以上の介護職員を配置</td></tr>
<tr><td colspan="2">単位ごとに常時１人以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">看護職員又は
介護職員
（利用定員11人以上）</td><td colspan="2">単位ごとに次の①②を満たすように配置（利用者の処遇に支障がない場合は他の単位と兼務可能）

①看護職員（看護師又は准看護師）専従１以上
②介護職員は、 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１
※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">単位ごとに常時１人以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">勤務形態</td><td colspan="2">生活相談員又は介護職員のうち１以上は常勤</td><td>生活相談員常勤２人
介護職員常勤２人</td></tr>
<tr><td rowspan="2" colspan="2">機能訓練
指導員</td><td>必要数</td><td>１以上（事業所の他の職務と兼務可能）</td><td rowspan="2">准看護師１人</td></tr>
<tr><td>資格要件</td><td>次のいずれか
・理学療法士
・作業療法士
・言語聴覚士
・看護師／准看護師
・柔道整復師
・あん摩マッサージ指圧師
・はり師／きゅう師

※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。</td></tr>
</table>

設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積≧３㎡×利用定員 ※同一の場所でも可	30.99㎡≧27㎡
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	誘導灯、消火器
利用定員		利用定員18人以下 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員９人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

地域密着型通所介護　地域密着型デイサービス　わかば　　位置図

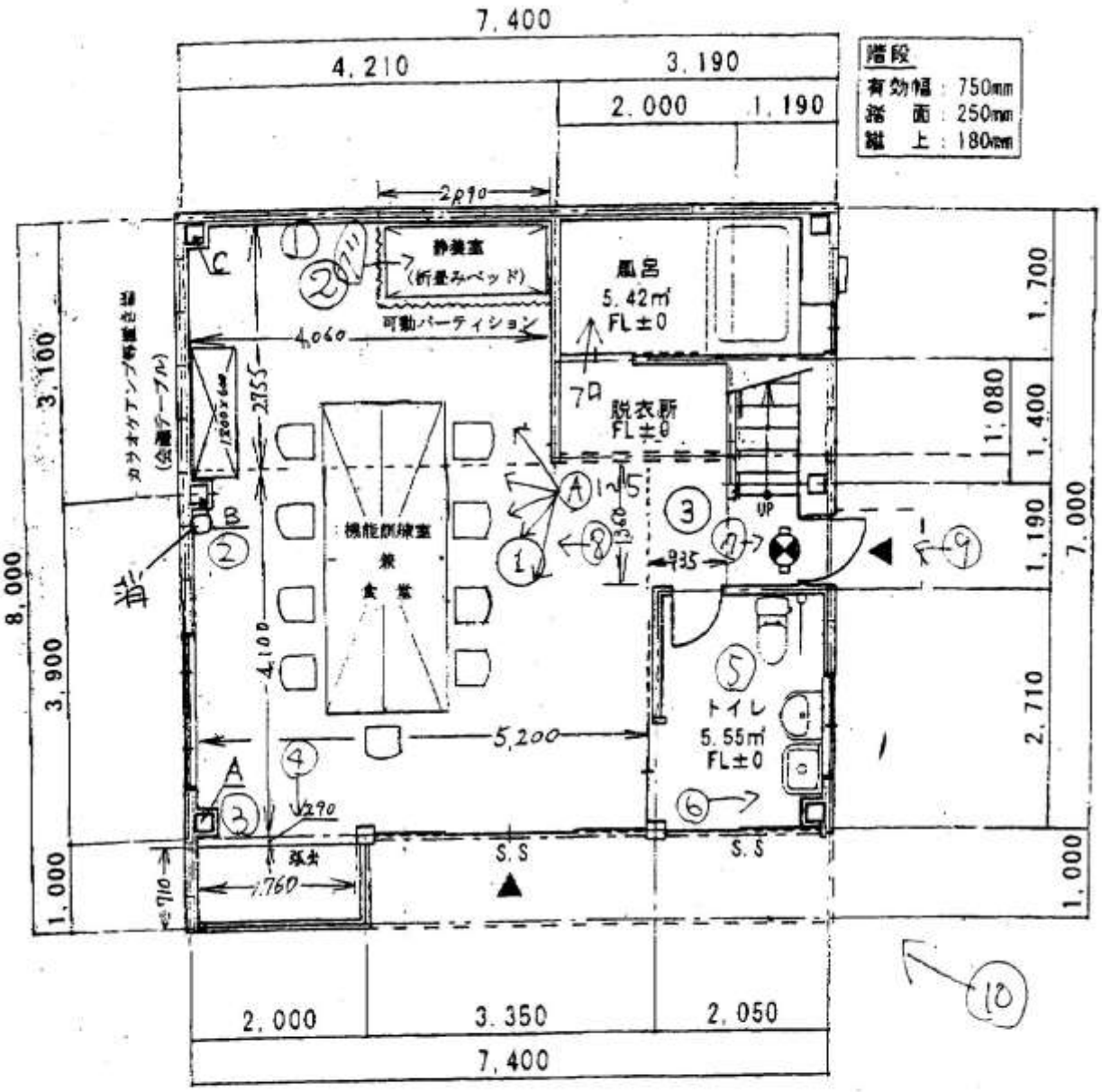
7,400
4,210
3,190
2,000
1,190
階段
有効幅：750mm
踏　面：250mm
蹴　上：180mm
2,910
静養室
(折畳みベッド)
可動パーティション
風呂
5.42㎡
FL±0
脱衣所
FL±0
機能訓練室
兼
食堂
トイレ
5.55㎡
FL±0
4,060
2755
4,100
5,200
935
S.S
S.S
1,760
710
8,000
3,100
3,900
1,000
1,700
1,080
1,400
1,190
7,000
2,710
1,000
2,000
3,350
2,050
7,400

1階平面図

2階平面図

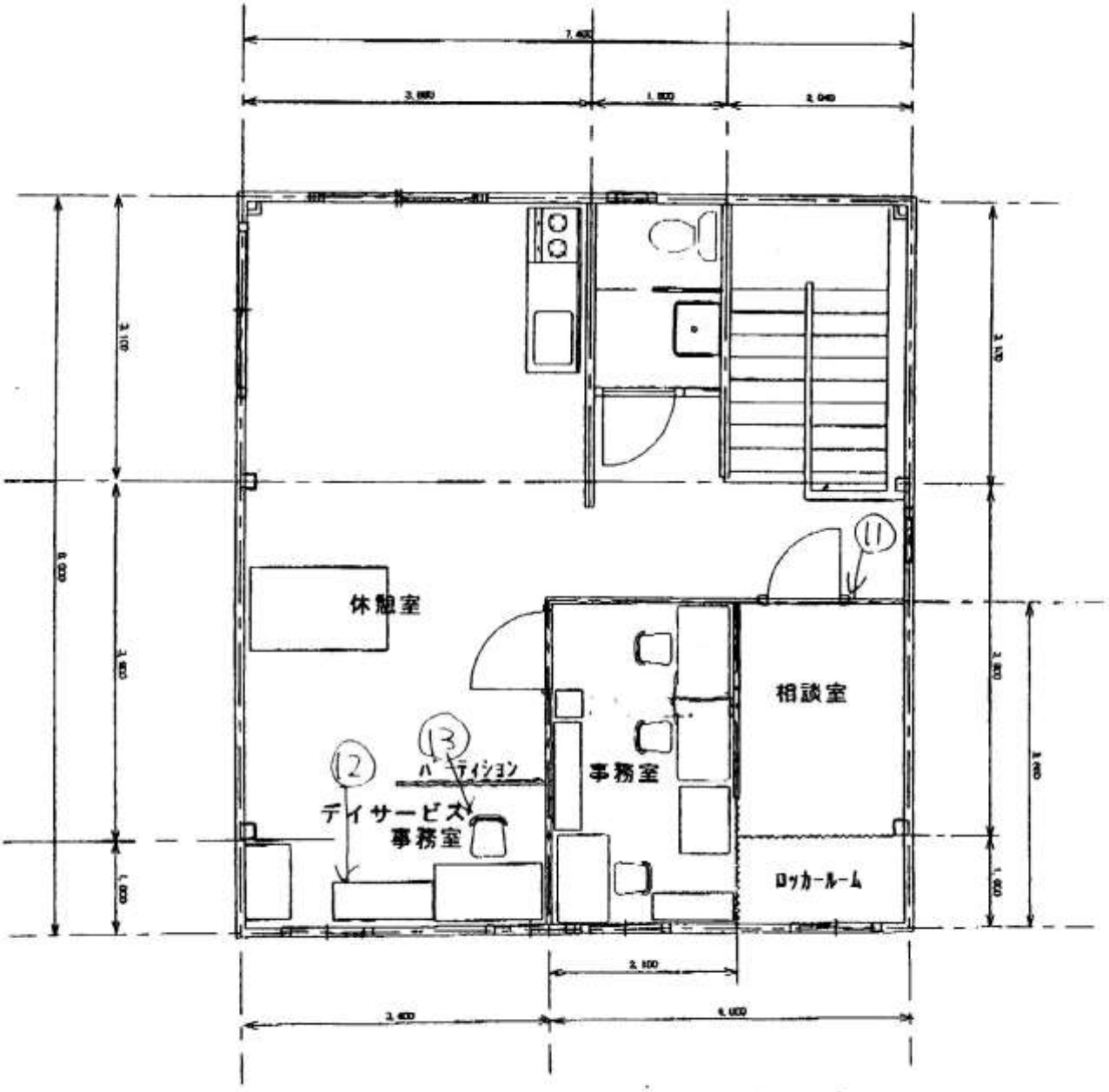

【現地写真】地域密着型デイサービス　わかば
（平成 30 年 5 月 24 日撮影）

入口

トイレ

食堂兼機能訓練室①

食堂兼機能訓練室②

洗面台

相談室

【現地写真】地域密着型デイサービス　わかば
（平成 30 年 5 月 24 日撮影）

相談室外観

静養室

台所

消火器

浴室

事務室